

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第2区分
 【発行日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【公開番号】特開2007-263153(P2007-263153A)
 【公開日】平成19年10月11日(2007.10.11)
 【年通号数】公開・登録公報2007-039
 【出願番号】特願2006-85657(P2006-85657)
 【国際特許分類】

F 1 6 J 15/52 (2006.01)

F 1 6 J 3/04 (2006.01)

F 1 6 D 3/84 (2006.01)

【F I】

F 1 6 J 15/52 C

F 1 6 J 3/04 B

F 1 6 D 3/84 M

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月24日(2009.11.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

大径保持部に締結される大径嵌着部と、該大径嵌着部と離間して同軸的に配置され該大径嵌着部より小径で小径保持部に締結される小径嵌着部と、該大径嵌着部と該小径嵌着部を一体的に連結する略円錐台形状の蛇腹部と、よりなり、該大径嵌着部と該小径嵌着部との距離が該大径保持部の締結位置と該小径保持部の締結位置との距離と等しい等速ジョイント用ブーツであって、

該蛇腹部は、該大径嵌着部側から第1谷部、第1山部、第2谷部、第2山部、第3谷部、第3山部、第4谷部、第4山部、第5谷部、第5山部の順に形成され、中心軸を含む断面において該第2山部、該第3山部及び該第4山部の各頂点が該第1山部の頂点と該第5山部の頂点とを結ぶ直線 L_1 より外周側に配置され、該第2山部、該第3山部及び該第4山部の外径は各山部の稜線で形成される平面で切断した断面における中心軸と該直線 L_1 との距離に対して105～120%の範囲にあり、該第1山部から該第5山部に向かって順次縮径していることを特徴とする等速ジョイント用ブーツ。

【請求項2】

前記蛇腹部は、中心軸を含む断面において前記第2谷部及び前記第3谷部の各頂点が前記第1谷部の頂点と前記第5谷部の頂点とを結ぶ直線 L_2 より内周側に配置され、前記第2谷部及び前記第3谷部の内径は前記蛇腹部の内部における各谷部の稜線で形成される平面で切断した断面での中心軸と該直線 L_2 との距離に対して80～95%の範囲にあり、前記第1谷部から前記第5谷部に向かって順次縮径している請求項1に記載の等速ジョイント用ブーツ。

【請求項3】

中心軸を含む断面における前記第4谷部の頂点は、前記直線 L_2 より外周側に配置されている請求項2に記載の等速ジョイント用ブーツ。

【請求項4】

ポリエステルブロック共重合体 100重量部に対し、2官能以上のエポキシ化合物0.01～

10重量部を配合してなる熱可塑性ポリエステルエラストマから形成されてなる請求項1に記載の等速ジョイント用ブーツ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

上記課題を解決する本発明の等速ジョイント用ブーツの特徴は、大径保持部に締結される大径嵌着部と、大径嵌着部と離間して同軸的に配置され大径嵌着部より小径で小径保持部に締結される小径嵌着部と、大径嵌着部と小径嵌着部を一体的に連結する略円錐台形状の蛇腹部と、よりなり、大径嵌着部と小径嵌着部との距離が大径保持部の締結位置と小径保持部の締結位置との距離と等しい等速ジョイント用ブーツであって、

蛇腹部は、大径嵌着部側から第1谷部，第1山部，第2谷部，第2山部，第3谷部，第3山部，第4谷部，第4山部，第5谷部，第5山部の順に形成され、中心軸を含む断面において第2山部、第3山部及び第4山部の各頂点が第1山部の頂点と第5山部の頂点とを結ぶ直線 L_1 より外周側に配置され、第2山部，第3山部及び第4山部の外径は各山部の稜線で形成される平面で切断した断面における中心軸と直線 L_1 との距離に対して105～120%の範囲にあり、第1山部から第5山部に向かって順次縮径していることにある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

蛇腹部は、中心軸を含む断面において第2谷部及び第3谷部の各頂点が第1谷部の頂点と第5谷部の頂点とを結ぶ直線 L_2 より内周側に配置され、第2谷部及び第3谷部の内径は蛇腹部の内部における各谷部の稜線で形成される平面で切断した断面での中心軸と直線 L_2 との距離に対して80～95%の範囲にあり、第1谷部から第5谷部に向かって順次縮径していることが望ましい。また中心軸を含む断面における第4谷部の頂点は、直線 L_2 より外周側に配置されていることがさらに望ましい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また本発明の等速ジョイント用ブーツは、ポリエステルブロック共重合体100重量部に対し、2官能以上のエポキシ化合物0.01～10重量部を配合してなる熱可塑性ポリエステルエラストマから形成されてなることが望ましい。